

札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年条例第48号）新旧対照表（第1条関係）

| 現 行 | 改 正 後 | 備 考 |
|---|---|--|
| <p>第1条～第26条（省略） <u>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</u></p> | <p>第1条～第26条（現行のとおり）</p> | |
| <p><u>第27条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関し当該教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> （以下省略）</p> | <p>第27条 削除 （以下現行のとおり）</p> | <p>改正府令による特定教育基準（従うべき基準）第26条の削除に伴う削除</p> |